

令和4年第23回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年2月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年2月25日(火) 午後1時30分から午後2時26分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君	
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君	
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君	
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君	
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君	
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君	
13番	石 田 力 司 君	職務代理	14番	日 並 洋 君	
振興副部会長	15番	中 村 寿 恵 子 君	17番	田 村 秀 司 君	
	19番	鎌 仲 照 幸 君	会 長	20番	千 葉 正 美 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	田 中 三智雄 君	主査	矢 野 豊 君
主事補	加 賀 屋 敦 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

議 事 日 程

令和4年第23回 美幌町農業委員会総会
令和4年2月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|---------|---------|---------------------------------------------|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第40号 | 第8回 振興部会会議結果報告について |
| 日 程 第 6 | 報告第41号 | 第6回 農地部会会議結果報告について |
| 日 程 第 7 | 報告第42号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 8 | 報告第43号 | 地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について |
| 日 程 第 9 | 議案第98号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第10 | 議案第99号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第11 | 議案第100号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第12 | 議案第101号 | 現況証明願について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第23回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号10番 小林委員、同じく議席番号11番 重清委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告4件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号16番 佃委員、同じく議席番号18番 木村委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第40号「第8回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
振興部会長	第8回 振興部会 会議結果報告書 振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和4年1月25日 美幌町農業委員会 振興部会長 小泉豊和 美幌町農業委員会 会長 千葉正美様 記 1、案件 (1)道外先進地視察研修について 2、開催日時 令和4年1月25日 火曜日 午後1時55分から午後2時5分 3、開催場所議会第1、 第2委員会室 4、出席者 わたくしほか8名、事務局、矢野主査 5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。
事 務 局	会議結果についてご報告致します。(1) 日程につきましては本年11月19日から

	<p>25日の間で3泊4日と致しました。(2) 農業委員アンケートの回答集約を元に協議しまして事務局で行程案をいくつか作成して次回振興部会で協議することと致しました。ご説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第40号「第8回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第41号「第6回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。</p>
農地部会長	<p>第6回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会 部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。</p> <p>令和4年1月25日 美幌町農業委員会 農地部会長 寺本恵二 美幌町農業委員会 会長 千葉正美様 記 1、案件 (1)美幌町の賃貸料情報について 2、開催日時 令和4年1月25日 火曜日 午後1時52分から午後1時58分 3、開催場所 議会第1、第2説明員控室 4、出席者 わたくしほか計7名、事務局、田中局長、鈴木主事補 5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>会議結果についてご報告致します。(1) 美幌町の賃貸料情報について農地法第52条では農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとしてされており、毎年1回公表しております。今回は令和3年1月1日から12月31日までの賃貸料情報について、別表のとおり公表してよろしいかお諮りするものでございます。参考資料の1ページ目をお開きください。表題は美幌町の賃貸料情報となっております。美幌町で実際に契約された農地賃貸料(10a=1反当り)でございます。公表しますのは1ページに掲載してあります表でございます。表の見方ですが左端に「田」と「畑」の2段書きで各地区を掲載しております。そのすぐ右横には「平均額」を掲載しております。さらにその横、表の中央には「最高額」を掲載し、一番右に「最低額」を掲載し、過去3年間分の情報を掲載しております。一番下の※印になります。「集計に当たっては、調整前の平均値の170%以上と30%以下の賃料は除外しています」という意味はその地区の平均的な相場に比べ極端に高い金額と安い金額は適正な目安となる金額を町民の皆様に情報提供する意味において、その妨げとなることから除外してありますという意味でございます。議案7ページ目にお戻りください。中段になります。集計しているデータは農用地利用集積による賃貸借の賃料と農地法第3条による賃貸借のうち、個人が法人に貸付している場合の賃料を除外しています。これは個人間の賃料は土地の所在地区の状況により出し手と受け手の両方で協議して決めるのが一般的であります。個人が法人に貸付している場合は両方で協議するというよりは個人側で決めている場合がほとんどで参考にならないため、そのデータは除外しております。なお、この公表する賃貸料はあくまで町民の皆様に参考、目安にもらうためのもので農業委員会がこうしてくださいと指定する金額ではないことを補足させていただきます。また、本総会でご承認いただきましたら町のホームページで公表させていただきます。以上、ご説明申し上げます。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第41号「第6回 農地部会会議結果報告について」は承認</p>

	することに決定を致します。
議 長	日程第7、報告第42号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案8ページの2法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	ご異議なしと認め、報告第42号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第8、報告第43号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。
事 務 局	<p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案9ページをご覧ください。申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認につきましては2月7日に日並一三委員、木村委員、安藤委員で確認を行い、議案10ページにありますとおり、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として2月14日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	ご異議なしと認め、報告第43号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	<p>日程第9、議案第98号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号50号。</p>
事 務 局	<p>内容番号50号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成31年3月26日から令和6年3月31日までの5年間、合意解約年月日は令和4年1月31日、土地引渡日は令和4年1月31日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号50号は適当と認めます。
内容番号51号。

事務局 内容番号51号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和1年10月25日から令和4年10月24日までの3年間、合意解約年月日は令和4年2月3日、土地引渡日は令和4年2月3日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号51号は適当と認めます。
内容番号52号。

事務局 内容番号52号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成28年10月1日から令和8年9月30日までの10年間、合意解約年月日は令和4年1月28日、土地引渡日は令和4年1月28日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号52号は適当と認めます。
内容番号53号から54号は関連がございますので一括上程致します。

事務局 内容番号53号から54号につきまして一括ご説明致します。本件も農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約するものでございます。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、賃借人は〇〇の〇〇さん。合意解約年月日は令和4年1月31日、土地引渡日は令和4年1月31日でございます。内容番号53号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。契約期間は平成31年2月26日から令和5年12月22日までの5年間でございます。内容番号54号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。契約期間は令和3年11月26日から令和8年9月27日までの5年間でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号53号から54号は適当と認めます。
内容番号55号から56号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号55号と56号につきまして一括ご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん。合意解約年月日は令和3年11月22日、土地引渡日は令和3年11月22日でございます。内容番号55号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。契約期間は令和2年3月25日から令和4年3月24日までの2年間でございます。内容番号56号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。契約期間は令和3年3月25日から令和4年3月24日までの1年間でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号55号から56号は適当と認めます。
内容番号57号から58号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号57号と58号につきまして一括ご説明致します。本件も農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん。合意解約年月日は令和3年11月22日、土地引渡日は令和3年11月22日でございます。内容番号57号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡。契約期間は令和2年3月25日から令和4年3月24日までの2年間でございます。内容番号58号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。契約期間は令和3年3月25日から令和4年3月24日までの1年間でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号57号から58号は適当と認めます。
内容番号59号から60号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号59号から60号につきまして一括ご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸借していた農地について、経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約するものでございます。賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号59号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧ください。契約期間は平成29年3月1日から令和4年2月28日までの5年間、合意解約年月日は令和4年2月1日、土地引渡日は令和4年2月1日でございます。内容番号60号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。契約期間は平成30年3月27日から令和5年3月31日までの5年間、合意解約年月日は令和4年1月31日、土地引渡日は令和4年1月31日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号59号から60号は適当と認めます。 議案第98号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第10、議案第99号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。 内容番号172号。
事 務 局	内容番号172号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は先の議案第98号 内容番号55号及び56号で合意解約した農地で農業公社の買入案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年2月28日、代金の支払期限は令和4年4月13日、利用調整日は令和4年2月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
1 3 番	内容番号172号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さんがそれぞれ借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号172号は適当と認めます。 内容番号173号。
事 務 局	内容番号173号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は先の議案第98号 内容番号57号及び58号で合意解約した農地で農業公社の買入案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年2月28日、代金の支払期限は令和4年4月13日、利用調整日は令和4年2月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
1 3 番	内容番号173号につきましては只今事務局説明とおりです。 この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地もあっせん調整の結果、〇〇さん、〇〇さんがそれぞれ借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）

議 長

ご異議なしと認め、内容番号173号は適当と認めます。
内容番号174号。

事 務 局

内容番号174号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年2月28日から令和9年2月28日までの5年間、利用調整日は令和4年2月24日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 1 番

内容番号174号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化して、玉ねぎと小麦を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号174号は適当と認めます。
内容番号175号。

事 務 局

内容番号175号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件は先の議案第98号 内容番号50号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年2月28日から令和6年3月31日までの2年間、利用調整日は令和4年1月31日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号175号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月20日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、小麦、甜菜を作付けされ、意欲的に営農されていますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号175号は適当と認めます。
内容番号176号。

事 務 局

内容番号176号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年2月28日から令和8年12月21日までの5年間、利用調整日は令和4年2月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

- 14 番 内容番号176号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は昨年12月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号176号は適当と認めます。
内容番号177号。なお、内容番号177号につきましては〇〇委員のご子息が当事者になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。
(〇〇委員 退席)
- 事務局 内容番号177号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧ください。本件は先の議案第98号 内容番号52号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年2月28日から令和8年9月30日までの5年間、利用調整日は令和4年1月28日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
- 8 番 内容番号177号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月20日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、玉ねぎ、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号177号は適当と認めます。
(〇〇委員 入席)
- 議 長 内容番号178号から179号は関連がございますので一括上程致します。
- 事務局 内容番号178号から179号につきまして一括ご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。本件は先の議案第98号 内容番号53号及び54号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、利用調整日は令和4年2月3日でございます。
内容番号178号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸期間は令和4年2月28日から令和5年12月22日までの2年間でございます。内容番号179号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸期間は令和4年2月28日から令和8年9月27日までの5年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。

- 10 番 内容番号178号と179号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月20日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号178号から179号は適当と認めます。
内容番号180号から181号は関連がございますので一括上程致します。
- 事務局 内容番号180号から181号につきまして一括ご説明致します。参考資料は9ページから11ページをご覧願ひます。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年2月28日から令和9年2月28日までの5年間、利用調整日は令和4年2月8日でございます。
内容番号180号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案21ページをご覧願ひます。内容番号181号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案21ページをご覧願ひます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
- 10 番 内容番号180号と181号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で酪農を営み、およそ60頭を搾乳し、〇〇さんは家族2人で小麦、豆類、甜菜、人参、そばを作付けされ、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号180号から181号は適当と認めます。
内容番号182号から183号は関連がございますので一括上程致します。
- 事務局 内容番号182号から183号につきまして一括ご説明致します。参考資料は12ページをご覧願ひます。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年2月28日から令和9年2月28日までの5年間、利用調整日は令和4年2月1日でございます。内容番号182号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号183号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
- 10 番 内容番号182号から183号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。よろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号182号から183号は適当と認めます。
内容番号184号から185号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号184号から185号につきまして一括ご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件は先の議案第98号 内容番号59号及び60号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。

内容番号184号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案22ページをご覧ください。賃貸期間は令和4年2月28日から令和9年2月28日までの5年間、利用調整日は令和4年2月1日でございます。内容番号185号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸期間は令和4年2月28日から令和5年3月31日までの1年間、利用調整日は令和4年1月31日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 3 番

内容番号184号と185号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月20日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものでございます。〇〇さんは家族4人で畑作三品、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号184号から185号は適当と認めます。
議案第99号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第11、議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号62号。

事 務 局

内容番号62号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。本件は賃貸借から売買へとなった案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料16ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 1 番

内容番号62号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件はこれまで3条賃貸していた農地を売買にするものです。〇〇さんは法人化し、玉ねぎと花卉を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月9日、小泉委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号62号は適当と認めます。
 内容番号63号。

事 務 局 内容番号63号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。本件は新規の贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料18ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 1 番 内容番号63号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は隣接地で作付けしている〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族〇〇人で小麦、甜菜、カボチャ、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月9日、小泉委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号63号は適当と認めます。
 内容番号64号。

事 務 所 内容番号64号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。本件は先の議案第98号 内容番号51号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から1年間、賃貸価格は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料20ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

7 番 内容番号64号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲したため、借手を〇〇さんに変更するものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、豆類、甜菜を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月9日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号64号は適当と認めます。
内容番号65号。

事 務 局

内容番号65号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧願います。本件は新規の売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料22ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号65号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は隣接地で作付けしている〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族〇〇人で畑作三品と人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願います。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月12日、日並洋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願います。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号65号は適当と認めます。
内容番号66号。

事 務 局

内容番号66号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧願います。本件は新規就農者への売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。なお、〇〇さんは本年4月から就農開始する方で経営農地につきましては来月3月総会において北海道農業公社より一時貸付を経て、約〇〇町で営農を行う者となっておりますことを補足させていただきます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料24ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号66号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが今年4月から新規就農する〇〇の〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは今年の3月末で研修を終えて新規就農される予定となっておりますのでよろしくお願致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月31日、石田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号66号は適当と認めます。
議案第100号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長	日程第12、議案第101号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号33号。
事 務 局	内容番号33号についてご説明致します。参考資料は26ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
11 番	内容番号33号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は国道39号と道道の交差点付近にある住宅への通行道路となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを2月1日、小泉委員、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号33号は適当と認めます。 議案第101号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして、第23回美幌町農業委員会総会を閉会致します。
議 長	ご苦労様でした。 閉会 午後2時26分